

## 愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

### (設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

### (処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。